日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人国立音楽大学
②設置大学名称	国立音楽大学
③担当部署	経営企画室
④問合せ先	kcm-governancecode@kunitachi.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 10 月 12 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 10 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kunitachi.ac.jp/introduction/data/governance_code_2.html
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、基本的理念として「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本および世界の文化の発展に寄与する」ことを掲げている。この基本的理念及び教育目的については、本学公式 Web サイト等を通じて広く公表し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」は、3 つのポリシーとして明文化し、本学公式Webサイト等を通じて公表している。また、これらのポリシーを実質化するため、「学修成果の評価の方針」（アセスメント・ポリシー）を策定し、学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「国立音楽大学内部質保証の方針」に従って「国立音楽大学内部質保証推進規程」を策定し、教学マネジメント体制を確立している。それに基づき、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長の役割）および教授会や委員会等、教学組織の権限や役割を明確にしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	学内の各種関係委員会において、教員および職員を正式委員にすることで教職協働の運営体制をとり、適切に実施している。教学面やその他の学生支援は、教員や職員等が分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。また、教職員の職務能力の向上を図るための企画・立案を行い、学内の関連部署との連携による運営を推進するため UD（ユニバーシティ・ディベロップメント）委員会を組織している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係	UD 委員会が教職員の職務能力の向上を図るための企画

る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	を年次毎に立案し、学内の関連部署と連携しつつ、学部及び大学院が実施するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の支援と法人が実施するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動の支援等を行っている。FDとSDを分けるのではなく、教職協働でそれぞれの職務に応じた能力を共に向上し合う研修を実施している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学の基本的理念の実現に向けて「くにおんのビジョン及び中期方針」を定め、それに基づいて中期計画を策定している。中期計画では「大学経営・運営」「教育・研究」「財務戦略」「附属校」の4区分に分類したうえで、実行すべき項目とその目標、5年間の行動計画及びその内容などを具体化し、本学の基本的理念のもと推進すべき中期計画に落とし込んでいる。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の進捗管理については、理事会の下に置かれた経営戦略会議で定期的に確認を行い、問題点や課題が見出された場合には、その解決施策について担当部署や担当者、あるいは関係教員が検討し、具体的措置を講じている。また、重要な場面では理事会に諮ることもある。各年度の事業計画及び予算策定は中期計画に則して計画されており、その進捗については、学内Portal への掲載や学内関係者への一斉メールにより周知されている。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本および世界の文化の発展に寄与する」という基本的理念に基づく人材育成を行うとともに、きめ細かなキャリア支援によって社会に貢献する人材を送り出している。また、本学の豊かな研究環境を生かし、卒業生のみならず、地域の多様な社会人を受入れ、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学の基本的理念を礎とし、「国際社会の責任ある一員として世界共通の課題である地球環境問題の解決に真剣に取り組む」ことを宣言している。また、産官学連携による「活力ある地域社会の形成・発展」に寄与する活動の推進、地域文化創生を目指した専門部署による地域連携・地域課題の解決に向けた協働など、様々な取り組みを通して「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、性別、年齢、障害、国籍等の多様な背景を持つ学生・教職員等を受け入れるため、各種規程や指針を整備し、合理的配慮を含む修学支援・留学生受入支援、相談体制の充実を図っている。また、教職員への研修・啓発活動を実施するとともに、誰もが安心して学び、活動できるキャンパス環境の整備・充実に継続的に取り組んでいる。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、理事、監事、評議員、大学役職者、事務職員管理職など、大学運営に関わる幅広い役職者の人事において、女性の積極的な登用を進めている。こうした取組を通じて大学運営により多様な視点が反映されるよう、組織体制の充実を図っている。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成については、寄附行為に定めて明確にしている。また、理事選任機関を寄附行為で評議員会と規定し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務について、寄附行為において規定し明確にしている。また、寄附行為において、理事会と評議員会の協議について定め、理事会と評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学内外の関係機関からの大学運営に関する情報や各種データ、研修案内等を理事に提供し、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、寄附行為において選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査委員の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事室に大学案内等及び学内会議資料を整備し、学内外の関係機関からの各種情報や各種データ、研修案内等を監事に提供することで、監事が十分な監査ができるよう、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人設立の経緯や基本的理念との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、寄附行為及び評議員選任・解任規程において選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、評議員会と理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	本学に関する各種資料や、大学及び附属校のイベント案内等に加えて、学内外の関係機関からの大学運営に関する情報や各種データ、研修案内等を評議員に提供することで、学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、研修機会の充実に努めている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程及び事象別危機管理マニュアルを整備し、危機管理体制の組織、応急対策、事後対策、施設設備の復旧等について規定している。また、防災避難訓練等の実施により、学内に危機発生時の対応に関する意識向上と浸透を図っている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人国立音楽大学情報公開規程」に基づき、法人運営ならびに教育・研究活動等に関する情報を、本学公式 Web サイトを中心に公開し、説明責任を果たしている。また、毎年度「FACT BOOK」を刊行し、同サイト上で公開している。さらに、個人情報の保護および情報セキュリティの確保についても、それぞれ規程を定め、適切な情報管理のもと、慎重に情報を取り扱っている。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	入学希望者、在校生、保証人、卒業生に加え、企業や地域社会など多様なステークホルダーに対し、本学公式 Web サイト、SNS、紙媒体などを目的に応じて使い分け、正確で分かりやすい情報発信に努めている。また、4-1①に示すとおり、基礎的なデータや資料を「FACT BOOK」に集約して公開している。さらに、音楽大学としての社会的使命の一環として、教育・研究の成果を発表する場である演奏会を年間を通じて多数開催し、一般に公開することで、本学の教育・研究活動や社会的役割について理解を深める機会を提供している。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明